

### 134 労働争議発生状況 平成5～9年

参加人員は、事業所において争議が発生した場合におけるその組合員数を計上してある。「損失日数」は、実際のスト参加者が、1労働日について4時間以上行った場合1日として計上してある。同盟罷業とは、1労働日4時間以上就業しなかった場合をいい、同盟怠業とは作業を継続しながらも、質的に能率を低下させることをいう。

資料：県労政・能力開発課

年 月	総 数		争 議 行 為 を 伴 っ た も の								争議行為は伴わぬ が調整のため第三 者が関与したもの	
			小 計		(内) 半日以上の同盟罷業			(内) 同盟怠業及び 4時間未満の罷業				
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	損失日数	件数	参加人員	件数	参加人員	
平成5年	24	2 947	15	2 158	9	539	968	6	1 619	9	789	
6	11	1 608	7	1 503	3	348	344	4	1 155	4	105	
7	9	2 466	6	1 856	4	219	219	2	1 637	3	610	
8	15	1 754	9	1 653	5	851	453	4	802	6	101	
9	12	3 626	9	3 596	7	2 722	389	2	874	3	30	
9年1月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	8	3 159	8	3 159	7	2 722	389	1	437	-	-	
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	1	21	-	-	-	-	-	-	-	1	21	
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	1	7	-	-	-	-	-	-	-	1	7	
9	1	2	-	-	-	-	-	-	-	1	2	
10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	1	437	1	437	-	-	-	1	437	-	-	
12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) 争議形態分類においては、二種以上の争議形態を作ったものは、それぞれの形態に計上し、小計及び総数においては1件として計上してあるため、各争議形態の計は合計とは一致しないものがある。「作業所閉鎖」は、「半日以上同盟罷業」に含めた。また、2月以上にまたがって争議行為を行なったものは、それぞれの月に1件として計上し、年計には1件として計上しているため、各月の合計は年計と一致しない。

### 135 労働争議項目別要求及び解決件数 平成5～9年

資料：県労政・能力開発課

年 次	総 数				組合活動	労働協約及 び協定書に 関するもの	賃金に関するもの			一時金に関するもの		
	総数	県内 民間労組	全国的 民間労組	官公労			総数	賃金増額	その他	総数	夏季 手当	年末 手当
要求												
平成5年	24	19	5	-	1	2	16	14	2	-	-	6
6	11	7	4	-	1	-	7	7	-	2	-	1
7	9	4	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	15	6	9	-	2	-	9	9	-	-	-	-
9	12	5	7	-	1	-	8	8	-	1	-	1
解決												
平成5年	23	18	5	-	1	2	15	13	2	-	-	6
6	9	5	4	-	1	-	7	7	-	1	-	-
7	8	3	5	-	1	-	4	4	-	1	1	-
8	14	6	8	-	2	-	9	9	-	-	-	-
9	9	3	6	-	-	-	7	7	-	1	-	1
年 次	(つづき)	退職金に関するもの			労働条件に関するもの			事業の休 廃止及び 解雇反対に 関するもの	そ の 他			
	年間臨給	総 数	退職金 制度の確定 又は増額	解雇 休業手当	総 数	解雇処分 反対	その他		総 数	統一 行動	そ の 他	
要求												
平成5年	4	1	1	-	11	1	10	-	-	-	-	
6	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8	-	-	-	-	1	-	1	-	3	-	3	
9	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	
解決												
平成5年	4	1	1	-	11	1	10	-	-	-	-	
6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	
8	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	2	
9	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	